

令和8年度第3回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和8年6月8日（月）
午前10時00分～午前11時15分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人

会 長	23番	長谷 幹夫			
会長代理	22番	金田 修一	24番	金木 洋子	
委 員	1番	青山 茂	2番	松本 則幸	
	3番	牧野 和吉	4番	各川 豊章	
	5番	茂 清志	6番	加藤 輝夫	
	7番	国谷 晃	8番	中村 敏	
	10番	木下 幸雄	11番	北森 康雄	
	12番	坂井 義彦	13番	森川 重光	
	14番	北山 久雄	15番	杉林 清則	
	16番	熊南 昭浩	18番	西田 清範	
	19番	林 作三	20番	大橋 芳信	
	21番	山崎 巖			
4. 欠席委員 1人 9番 大道 勝則
5. 議題

議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号	農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第13号	事業計画の変更申請について
議案第14号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について
報告事項第11号	農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第12号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第13号	農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて
報告事項第14号	農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、9番大道委員より欠席届があり、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会 長 ただ今より、令和8年度第3回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案4件、報告事項4件でございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。
22番 金田委員、24番 金木委員 両委員にお願いしたいと思います。
議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。
ご準備はよろしいでしょうか。

会 長 それでは、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから9ページまでです。位置図も併せてご覧ください。

今回の申請件数は、13件で、申請面積は、34,849.09㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

議案書の2ページをご覧ください。1番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地を以前から耕作しており、今回、譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培予定です。

2番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、事業規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地では、牧草を栽培予定です。

3番は、相手方の要望により、所有権移転をするものです。譲受人は、申請地が自作地に近接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請地は、現在は砂利敷きの状態で、自作地に隣接する進上路として利用されていましたが、一部を耕起し果樹などを栽培する旨の書面が提出されており、適正に耕作される計画であることから、今回これを受け付けるものです。

4番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請地では、水稻などを栽培予定です。

議案書の4ページをご覧ください。5番は、労働力不足のため賃借権を設定するものです。譲受人は新規農家です。申請地では、ぶどうを栽培予定です。

6番から8番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が既存農地に近接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。

議案書の6ページをご覧ください。9番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、新規農家です。申請地では、水稻などを栽培予定です。

10番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地を以前から耕作しており、今回、譲り受けるものです。申請地では、じゃがいも、里いもなどを栽培予定です。

11番は、相手方の要望により所有権を移転するものです。譲受人は、申請地を以前から耕作しており、今回、譲り受けるものです。申請地では、水稻などを栽培予定です。

議案書の8ページをご覧ください。12番は、相手方の要望により所有権を移転するものです。譲受人は、農地所有適格法人です。申請農地では、バジル、きゅうり、はくさいなどを栽培予定です。

13番は、労働力不足により所有権を移転するものです。譲受人は、水稻などを栽培予定です。

会長 なお、4ページの6番、7番、8番については、〇〇委員、6ページの11番については、●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、6番、7番、8番、11番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番、7番、8番、11番を除き、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、6番、7番、8番について、審議いたしますので、○委員は退室をお願いします。

それでは、6番、7番、8番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番、7番、8番について、申請どおり「許可」することといたします。

○○委員は入室をお願いします。

会 長 続きまして、11番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

それでは、11番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、11番について、申請どおり「許可」することといたします。

●●委員は入室をお願いします。

改めまして、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第12号「農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第12号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は11ページから19ページです。

なお、お手元に紙で18ページの差し替えが配布してございます。5条申請8番について、事前に送付しました議案書では「所有権移転」となっておりましたが、正しくは「使用貸借権設定」となります。具体的な訂正箇所は、表の左端「権利」の欄が「所有権移転」から「使用貸借権設定」に変更となります。あわせて、表の中央付近の「渡人」「受人」が「貸人」「借人」に変更となります。

それでは説明に移ります。位置図も併せてご確認ください。

まずはじめに、5月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が1件、5条申請が8件、合計面積は9,763.11㎡です。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は4条申請1番、5条申請1番、5番の3件でございます。

議案書の12ページをご覧ください。

4条申請1番は、八尾地域杉原東部地区において、すでに農家住宅敷地として使用している申請地を是正する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であります。過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域池多地区において、すでに一部駐車場敷地として使用している申請地を是正する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。

続きまして、5条申請2番は、大沢野地域大久保地区において、すでに一部雑種地として使用している申請地を是正し、貸駐車場として整備する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請3番は、大沢野地域大久保地区において、車両置場を整備する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。5条申請4番は、大沢野地域大久保地区において、すでに事務所及び展示場敷地として使用している申請地を是正する計画でございます。申請地のうち、半径500メートルの範囲内に医療施設が2つあり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている申請地については、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。また、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていない申請地については、農地区分は「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

続きまして、5条申請5番は、八尾地域杉原東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、5条申請6番は、八尾地域杉原西部地区において、ドラッグストアを建築する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

また、この案件については3,000㎡を超える申請でありますので、富山県農業会議への諮問案件となります。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。5条申請7番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請8番は、婦中地域神保地区において、分家住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

△ △ 委 員 今回は非常に嬉しかったことがあります。地図の使い方ですね。今まで、これ本当に大丈夫なのかなと思いつつ、何回か著作権の関係どうなのと申し上げておりましたけれども、今回は出典が記載されており、著作権違反で損害賠償の恐れがないなと思って、非常に嬉しかったものですから。今回は苦言ではなくて嬉しかったことを申し上げたいと思います。以上です。

会 長 他にございますか。
特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第12号「農地法第4条1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第13号「事業計画の変更申請について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第13号事業計画の変更申請についてご説明いたします。

議案書20ページをご覧ください。1番・2番について、議案書14ページの5条申請2番で記載した案件でございます。

この農地につきましては、当初計画者が昭和51年12月と平成4年3月に「住宅敷地」で農地法第5条の許可を受け所有権移転を行いましたが、計画者の事情等により、目的未達成となっていた土地でございます。

今回、この土地について、新たな承継者が「貸駐車場敷地」として使用するため、事業計画の変更を申請されたものでございます。

概要等につきましては、備考欄をご覧ください。以上でございます。

会 長 それでは、ただいま説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画の変更申請について、ご意義ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 13 号「事業計画の変更について」は、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第 14 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積等促進計画について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第 14 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

議案書のページは、21 ページから 31 ページをご覧ください。
今回の申請件数は、集積が 88 件、設定面積は 568,449.00 m²となり、配分は 104 件、設定面積は 639,385.00 m²となります。

なお、今月分からは新たに「再配分」についての意見も求められているため、配分の件数と面積が集積を上回っております。

この再配分とは、既に農地中間管理機構が借り受け、利用権設定を行った農地について、諸事情により借り手を変更するものです。

通常の集積と同様に、この新たな借り手につきましても、農地の効率的な利用や地域との調和をいった要件を満たしております。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農地利用集積等促進計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 14 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積等促進計画について」は、「意見なし」として農地中間管理機構に回答いたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理について

第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

第13号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて

第14号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

を、一括して説明をお願いします。

事務局 報告事項第11号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は、32ページから34ページをご覧ください。

今回の受理件数は21件で、全て相続により所有権を取得したものです。

続きまして、報告事項第12号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、35ページから39ページをご覧ください。

解約件数は13件で、解約面積は55,449.00㎡です。

今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第13号農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて、ご報告いたします。

議案書は、40ページをご覧ください。

1番について、賃借人は、平成27年3月5日に「資材置場」を目的に賃借権設定で許可を受けましたが、賃借人の事情により目的が未達成となっていた土地でございます。

現地は以前より農地として使用していることから、今回その許可を取り消す届出を行ったものでございます。

続きまして、報告事項第14号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は41ページから44ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が8件、合計面積は8,282.61㎡です。内容、転用目的については記載のとおりです。

なお、総事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、43ページの5条2番、44ページの5条4番の2件となります。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もありませんので、2. 報告事項の議案審議を終了します。

次に、「３．協議・報告事項等」について、事務局から説明をお願いします。

はじめに、「令和７年度最適化活動の評価及びその他事務の実施状況」について、報告をお願いします。

事務局 （事務局説明）

会長 ただ今、報告のありました「令和７年度最適化活動の評価及びその他事務の実施状況」の内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見・ご質問等がないようですので、国への報告及び公表をお願いします。

会長 次に、「農業委員・推進委員の募集スケジュール及び意向調査等」について、説明をお願いします。

事務局 （事務局説明）

会長 ただ今、説明のありました事項について、資料をよく読んでいただきまして、ご不明な点がございましたら、事務局に問い合わせしていただければと思います。

さて、山崎（修）委員の欠員が古里地区に出ております。それにつきまして、運営委員会を開きまして、運営委員で協議しましたので、結果を事務局から説明をお願いします。

事務局 古里、音川地区を担当していらっしゃいました山崎（修）委員の欠員が１名生じたので、追加で募集をさせていただくことを、先ほどの運営委員会で協議し、ご理解をいただいたところでございます。

今後の方針といたしましては、すみやかに追加募集を行いたいと思います。議会の承認が必要になりますので、９月定例会での同意を目指すという形で進めていく予定でございます。この件のスケジュールですが、明日募集を開始いたします。公募期間を一定期間おき、７月２日に締め切りをしまして、７月上旬から中旬にかけて選考作業に入っていきます。９月の定例会で人事案として提案という形です。なお、任期は１０月１日から３月３１日までの半年間となります。一般公募になります。手をあげてこられるかもしれませんし、また、申し込みがないかもしれません。そういった形でのご報告となりますが、進めていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

会 長 よろしいでしょうか。
それでは、最後に、「４．事務連絡等」について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 （事務局説明）

会 長 ただ今、説明のありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 それでは、これにて令和８年度第３回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。